



門真市立放課後児童クラブ 入会案内

【令和8(2026)年度】



**※必ずこの入会案内をお読みいた
だき、年度中保管してください。**

門真市 保育幼稚園課育成グループ

令和8(2026)年6月発行

〒571-8585 門真市中町1-1

門真市役所新別館(門真中町ビル)3階

06-6902-1231(代表)

072-885-1231(代表)

06-6902-6404(直通)

06-6902-0656(FAX)

目 次

1. 放課後児童クラブとは	2
2. 対象児童	2
3. 開設日および開設時間	2
4. 休会日	2
5. 利用にあたって	2～3
(1) 登室	2
(2) 持ち物	3
(3) 下校	3
(4) 一斉連絡メールシステム「安心でんしょばと」の登録について	3
6. 放課後児童クラブ費	3～4
(1) 費用	3
(2) 口座振替の手続き	3～4
(3) 減免	4
7. 選考から入会までの流れ	5
8. 退会について	5～6
【転校及び入会条件を満たさなくなった場合】	6
9. 延長利用について	6
(1) 延長利用を申込みされる場合	6
(2) 延長利用停止を希望される場合	6
10. 出席停止処分・退会処分・延長利用停止処分	7
11. 放課後児童クラブの備品等を児童が破損させた場合	7
12. 緊急時の対応	7～8
(1) 怪我	7
(2) 台風・地震等	7
(3) 学級閉鎖	7
(4) 学校感染症にかかる取扱いについて	8
13. 個人情報の取り扱いについて	8
14. 門真市立放課後児童クラブ一覧	9

1. 放課後児童クラブとは

児童に対し、適切な遊びと生活の場を与えるとともに、異なった学年による児童の集団活動を推進し、放課後における児童の健全育成を図る目的で開設しています。

2. 対象児童

●門真市に居住し、かつ小学校又は義務教育学校の前期課程に就学している児童であって、主に保護者の就労・病気等により、放課後に家庭で保育することができない児童

●過去の放課後児童クラブ費に未納がない世帯の児童

※申込児童及びその兄弟姉妹にクラブ費の未納がある場合は、入会選考の対象とせず、入会を保留します。

なお、納付確認が取れた場合は、その直近の選考の対象とします。

3. 開設日および開設時間

- ・平日（月曜日から金曜日）：下校時間～午後6時（延長利用の場合は午後7時まで）
- ・土曜日、夏季等長期休業期間、学校休業日：午前8時30分～午後6時（延長利用の場合は午後7時まで）

4. 休会日

日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日～翌年1月3日、3月31日

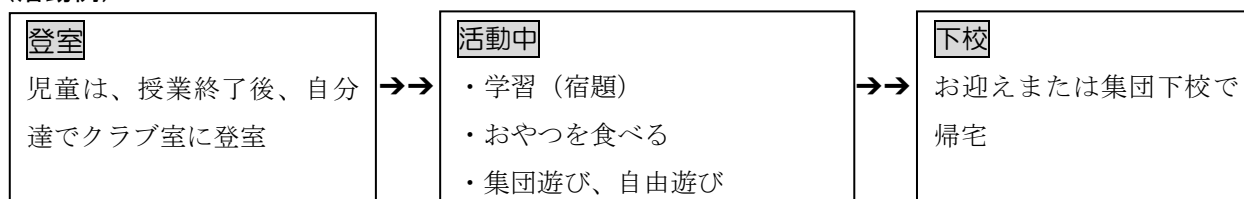
※その他、感染症や台風等のため、閉室となる場合があります。



5. 利用にあたって

放課後児童クラブでは、児童が安心して過ごせる生活の場として、ふさわしい環境を整え、安全面に配慮しながら子どもが自ら危険回避できるようにしていくとともに、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能になるよう自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等により、子どもの健全な育成を図ることを目的として支援を実施しています。

（活動例）



※活動については、放課後児童クラブごとに独自のプログラムを作成し、お誕生日会、年中行事、工作などを実施しています。また、学習（宿題）については、児童が学習を自主的に行う習慣を養えるよう場の提供や声掛けを行うものであり、学習の支援を主とした活動ではありませんので、ご注意ください。

（1）登室

①放課後児童クラブに出席する日は、必ず運動靴で登室してください。（サンダル等は禁止）

※安全確保の観点から決められた時間での登室をお願いしています。土曜日や学校休業日は、放課後児童クラブが指定する登室時間内に登室してください。

②学校休業日も徒歩で登室してください。（自転車は禁止）

③放課後児童クラブを欠席する場合は、保護者が必ずその旨をクラブ用連絡帳に記入し、放課後児童クラブに提出してください。

※学校を病気等で欠席される場合は、放課後児童クラブにも電話で連絡してください。

(2) 持ち物

- ①連絡帳、タオル、ハンカチ、ティッシュ、水筒（お茶入り）等

※必要な持ち物の詳細については、各放課後児童クラブにお問合せください。

- ②給食がない日は、お弁当を持ってくるください。（土曜日、長期学校休業中及び学校短縮授業の日等）
③児童の持ち物には必ず名前を書いてください。
④現金、おやつ、ゲーム機等を持たせないでください。

(3) 下校

- ①放課後児童クラブ指導員による登下校の送迎は行いません。必ず、午後 6 時（延長利用の場合は午後 7 時）までにお迎えに来てください。※車でのお迎えはできません。
②お迎えに来ることができない場合は、午後 5 時の集団下校となります。集団下校は児童だけで帰るため、方向や曜日によっては 1 人になることもあります。ご家庭で通学路のご確認をお願いします。
③下校方法・お迎え時間・お迎えに来られる方など下校に関する情報は、連絡帳等にてお知らせください。なお、事前に伝えた内容と変更がある場合は、必ず放課後児童クラブにご連絡ください。

(4) 一斉連絡メールシステム「安心でんしょばと」の登録について

放課後児童クラブまたは保育幼稚園課からの緊急のお知らせなどは、一斉連絡メールシステム「安心でんしょばと」にてお知らせいたしますので、必ずご登録ください。

6. 放課後児童クラブ費

(1) 費用

月額 6,000 円、延長利用料は別途月額 1,800 円（合計月額 7,800 円）。納付期限は、月の末日、12 月のみ 25 日（月の末日及び 12 月 25 日が金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日）です。納付方法は、原則口座振替をご利用ください。＊結果的に利用がなかった場合でも、費用が発生いたします。

＊ 3 ヶ月以上滞納した場合は、退会処分となります。

(2) 口座振替の手続き

①申請

放課後児童クラブまたは保育幼稚園課の窓口で配布（対象の方には入会決定通知に同封）している「門真市立放課後児童クラブ・クラブ費口座振替依頼書・自動払込利用申込書」に必要事項を記入し、取扱金融機関の窓口にご提出ください。

②手続きの完了

手続きが完了しましたら、保育幼稚園課から「口座振替のお知らせ」を送付します。必ず通知に記載された振替開始月をご確認ください。開始月までは納付書でお支払いいただき、開始月以降の納付書は、破棄してください。なお、申請から通知の送付まで 1,2 か月程度時間を要しますので予めご了承ください。

③口座振替及び引落不能の場合の取り扱い

口座振替は指定の口座から自動で引落しを行いますので、振替日前日までに残高確認をお願いします。振替日は月の末日、12 月のみ 25 日（月の末日及び 12 月 25 日が金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日）です。何らかの理由で引落しができなかった場合は、振替日以降に保育幼稚園課から納付書を送付しますので、門真市役所内指定金融機関派出所から納付書の裏面に記載している金融機関にて支払いをお願いいたします。ただし、引落不能月の費用について、翌月以降の振替日に併せて引き落としを希望される場合は、残高不足にかかる納付書の到着後、保育幼稚園課までご連絡ください。（年度をまたぐ場合を除く）

④登録口座の解除

放課後児童クラブ費の支払いのために登録した口座からの引落しを止めたい場合、以下のとおり手続きをお願いいたします。

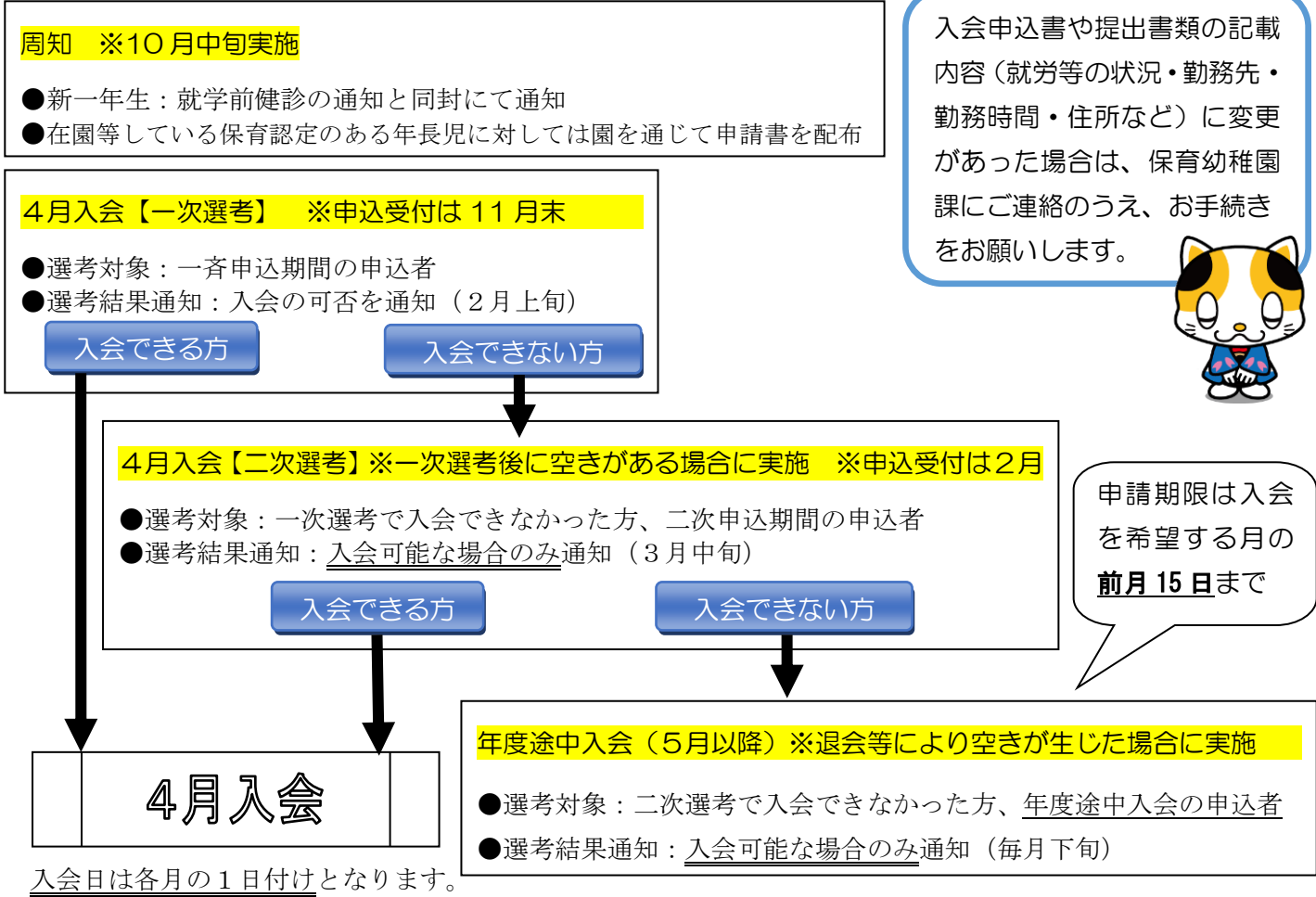
申請方法	「口座振替（自動払込）解除届」を提出、もしくは以下のフォームより手続きを行う	
申請フォーム	https://logoform.jp/form/JYTH/1346201 ※申請フォームにてお手続きされた方は、申請書（紙）の提出は不要です。手続き完了時に送付されるメール（受付番号）を保管ください。	
申請書提出場所	保育幼稚園課育成グループ（新別館3階）	
申請書入手方法	保育幼稚園課育成グループ窓口にて入手	
留意事項	登録口座の解除後、郵送される納付書にてクラブ費をお支払いください。 ▽登録口座の変更を行いたい、変更手続きが完了するまでは現在の口座を使用する場合 ⇒「門真市立放課後児童クラブ・クラブ費口座振替依頼書・自動払込利用申込書」を金融機関窓口にご提出いただき、新たな「口座振替のお知らせ」が届くのをお待ちください。登録口座の解除の手続きは不要です。（通知の送付まで1,2か月程度時間を要します。その間に変更前の口座より引落としが行われます）	

(3) 減免

減免の対象となるのは、「(Ⅰ) 生活保護受給世帯」と「(Ⅱ) 児童が病気又は怪我等の理由で月の1日から末日までの期間、1日も出席できなかった場合」です。手続きについては以下のとおりです。

減免事由	(Ⅰ) 生活保護受給世帯	(Ⅱ) 児童が病気又は怪我等の理由で月の1日から末日までの期間1日も出席できなかった場合
申請方法	「減免申請書」及び必要書類を提出、もしくは以下のフォームより手続きを行う	
申請フォーム	https://logoform.jp/form/JYTH/1336824 ※申請フォームにてお手続きされた方は、申請書（紙）の提出は不要です。手続き完了時に送付されるメール（受付番号）を保管ください。	
申請期限	入会月の15日まで ※4月入会者は4月1日から受付開始	上記事由に該当する可能性がある場合は、事前に保育幼稚園課にご相談ください
申請書提出場所	保育幼稚園課育成グループ（新別館3階）	
申請書入手方法	保育幼稚園課育成グループ窓口にて入手	
必要書類	・ <u>生活保護証明書</u>	・ <u>診断書等</u> （当該期間に児童が病気または怪我等により、出席することができなかったことを証明できるもの）
減免額	減免対象月の費用全額を免除	
留意事項	・入会は年度単位になるため、年度ごとに申請が必要です ・年度内に退会し、再入会した際は再度申請が必要です ・生活保護を停・廃止になった場合は、速やかに保育幼稚園課に連絡してください	<u>個人の都合で欠席された場合は、減免の対象にはなりません</u>

7. 選考から入会までの流れ ※入会申請にかかる詳細は市ホームページ又は保育幼稚園課にご確認ください。
放課後児童クラブの入会は、年度を単位としています。年度ごとに申請が必要となりますのでご注意ください。
以下は、令和8（2026）年度入会における流れとなり、年度により日程や実施方法が変更になる場合がございますので、予めご了承ください。



8. 退会について
放課後児童クラブの退会は、事前の申請が必要になりますので、以下のとおり手続きをお願いいたします。
口頭での申請は認められません。また、提出が遅れた場合や提出がない場合は、実際に利用がない場合でも欠席扱いになり、費用が発生いたしますのでご注意ください。

申請方法	「退会願」を提出、もしくは以下のフォームより手続きを行う	
申請フォーム	https://logoform.jp/form/JYTH/1348483 ※申請フォームにてお手続きされた方は、申請書（紙）の提出は不要です。手続き完了時に送付されるメール（受付番号）を保管ください。	
申請期限	<u>退会を希望される月の15日まで</u> （※15日が閉庁日の場合は、オンラインの申請フォームからのみ提出が可能）	
申請書提出場所	保育幼稚園課育成グループ（新別館3階）	
申請書入手方法	保育幼稚園課育成グループ窓口にて入手又は市ホームページからダウンロード	
その他	延長利用の方が「退会願」を提出された場合は、延長利用も終了となります	

【転校及び入会条件を満たさなくなった場合】 次のいずれかに該当するときは退会願を提出してください。

▼市外へ転出し、かつ市外の小学校へ転校されるとき

⇒転出が決定した時点で退会手続きを行ってください。（転出が決定した日が、当月退会の申請期限を過ぎていた場合、フォームを使用しての退会手続きはできませんので、保育幼稚園課へお越しください）

▼市内転居で転校するとき（転校先で入会を希望される場合は改めて入会手続が必要）

（例：12月まで市内A小学校に在籍、1月から市内B小学校に転校する場合で、転校先で放課後児童クラブの入会を希望する場合

⇒12月15日（火）までに、A小学校放課後児童クラブの退会願の提出及びB小学校放課後児童クラブの入会申込書を保育幼稚園課窓口へ提出）

9. 延長利用について

（1）延長利用を申込みされる場合

延長利用【午後6時から午後7時（月額1,800円）】は、事前の申請が必要です。入会と同時に延長利用を希望される場合は、「入会申込書」にて延長利用も併せてお申込みください。なお、入会後に延長を希望される場合は、以下のとおり手続きをお願いいたします。口頭での申請は認められません。

なお、延長利用が決定している場合に、結果的に延長利用時間の利用がない場合でも、費用が発生いたしますのでご注意ください。

対象	当該放課後児童クラブに入会されている方で延長利用が必要な方 ※延長時間のみの利用は不可
利用開始日	各月の1日付け
申請方法	「延長利用申込書」を提出、もしくは以下のフォームより手続きを行う
申請フォーム	https://logoform.jp/form/JYTH/1349121 ※申請フォームにてお手続きされた方は、申請書（紙）の提出は不要です。手続き完了時に送付されるメール（受付番号）を保管ください。 
申請期限	<u>延長利用を希望される月の前月15日まで</u> （※15日が閉庁日の場合は、オンラインの申請フォームからのみ提出が可能）
申請書提出場所	保育幼稚園課育成グループ（新別館3階）
申請書入手方法	保育幼稚園課育成グループ窓口にて入手又は市ホームページからダウンロード
留意事項	申込児童及びその兄弟姉妹にクラブ費の未納がある場合は、延長利用を保留します

（2）延長利用停止を希望される場合

延長利用の停止は、事前の申請が必要になります。以下のとおり手続きをお願いいたします。口頭での申請は認められません。また、提出が遅れた場合や提出がない場合は、実際に利用がない場合でも、費用が発生しますのでご注意ください。

申請方法	「延長利用停止届」を提出、もしくは以下のフォームより手続きを行う
申請フォーム	https://logoform.jp/form/JYTH/1348778 ※申請フォームにてお手続きされた方は、申請書（紙）の提出は不要です。手続き完了時に送付されるメール（受付番号）を保管ください。 
申請期限	<u>延長利用停止を希望される月の15日まで</u> （※15日が閉庁日の場合は、オンラインの申請フォームからのみ提出が可能）
申請書提出場所	保育幼稚園課育成グループ（新別館3階）
申請書入手方法	保育幼稚園課育成グループ窓口にて入手又は市ホームページからダウンロード
その他	延長利用の方が「退会願」を提出された場合は、延長利用も終了となります。「退会願」と「延長利用停止届」を同時に提出していただく必要はありません。

注意：放課後児童クラブに関するお問合せ及びお手続きは、各小学校職員室では受付できません。

10. 出席停止処分・退会処分・延長利用停止処分

次のいずれかに該当する場合は、出席停止処分、退会処分又は延長利用停止処分を行います。

①正当な理由なく、放課後児童クラブ費を3ヶ月以上滞納したとき

②正当な理由なく、利用時間を遵守できないとき

＊延長利用申請をされていない方が18時の時点でお迎えがない場合、上記処分等をさせていただく場合があります。お迎えが18時を超える場合は、延長利用を申し込んでください。

③その他市長が不適当と認めるとき

11. 放課後児童クラブの備品等を児童が破損させた場合

故意または重過失により児童が備品等を破損させた場合は、修繕費用を保護者に請求させていただきます。

12. 緊急時の対応

(1) 怪我

①放課後児童クラブで起きた怪我の手当では応急処置のみとなります。

②怪我の程度により、指導員が病院に連れて行く場合がありますが、事前に保護者に連絡しますので、必ずお迎えに来てください。

③治療費は保護者が支払っていただき、後日、市が加入する保険を申請していただきます。

＊補償対象外の怪我や保険金を越えた治療費は、保護者負担となります。

④感染症などの予防に努めていますが、病気は補償の対象外のため、治療費は全額保護者負担となります。

⑤登下校時に発生した事件・事故等については、市、放課後児童クラブでは責任を負いかねます。寄り道をしないようご家庭で指導していただくとともに、できるだけお迎えに来ていただくなど、児童の安全確保に努めてください。

(2) 台風・地震等

台風等のレベル5（特別警報）、レベル4（危険警報）または暴風警報が発令された場合や震度5弱以上の地震が発生した場合は、以下のとおりとします。台風等の接近が予想される場合や地震が発生した場合は、状況把握に努め、常時放課後児童クラブと連絡をとることができるよう、ご協力をお願いいたします。

小学校が臨時休校のとき	放課後児童クラブも閉室
小学校の授業中	放課後児童クラブは閉室
小学校休業日のとき (土曜日、長期休業中、日曜 参観・運動会等の振替休日)	台風：午前7時に「レベル5（特別警報）」「レベル4（危険警報）」または「暴風警報」が発令されている場合、閉室 地震：発生日時以降は閉室（再開情報については「安心でんしょばと」等でおこないます）
放課後児童クラブ開設中にレ ベル5（特別警報）、レベル4 （危険警報）又は暴風警報が 発令されたときや震度5弱以 上の地震が発生したとき	安全確保に留意の上、下校。放課後児童クラブから保護者に連絡しますのでお迎えにきてください。台風接近時や地震発生時は、情報の把握に努めていただき、速やかに連絡がとれるようご協力をお願いします

※警報発令により臨時休業になった場合、その後警報が解除されても放課後児童クラブは開設いたしません。

(3) 学級閉鎖

インフルエンザ等により学級または学年で臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖等）の措置がとられた場合、その学級または学年に在籍する児童は、臨時休業が解除されるまで放課後児童クラブは出席停止となります。

※臨時休業日が土曜日・日曜日に及ぶ場合、土曜日は臨時休業期間のため、出席不可

(4) 学校感染症にかかる取扱いについて

学校が休業の期間に次の学校感染症に罹患した場合は、医師の意見書等を要しませんが、学校保健安全法施行規則第19条に基づく出席停止期間については、放課後児童クラブも出席停止となります。

放課後児童クラブは、集団で長時間生活をする場であるため、感染症の集団での発生や感染拡大をできるだけ防ぎ、児童が快適に生活できるよう、感染症が疑われる場合は、速やかに医療機関を受診いただき、医師の診断に基づき、適切に対応いただきますようお願いいたします。

病名		出席停止期間
第1種感染症（※1）		治癒するまで
第2種感染症	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第3種感染症（※2）		

※1…エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS コロナウイルス）、中東呼吸器症候群（MERS コロナウイルス）、特定鳥インフルエンザ、感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症、同条第9項に規定する新感染症

※2…コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他感染症

- ・児童が放課後児童クラブ登室中に体調不良を訴えた場合は、放課後児童クラブから連絡させていただきま
すので、速やかなお迎えにご協力をお願いします。

13. 個人情報の取り扱いについて

お預かりした個人情報は、門真市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき管理します。ただし、職務遂行上必要と認める場合には、関係機関に情報提供する場合があります。（例：学校との情報共有や事故が発生した場合の医療機関・保険会社等への情報提供など）

14. 門真市立放課後児童クラブ一覧

クラブ名	所在地	電話番号 *学校とは異なります
門真小学校放課後児童クラブ	柳町４－１	０６－６９０６－８６９０
大和田小学校放課後児童クラブ	大橋町２１－４６	０７２－８８２－５１３３
二島小学校放課後児童クラブ	三ツ島１丁目５－１０	０７２－８８３－０１２２
北巣本四宮小学校放課後児童クラブ	北巣本町２－１１	０７２－８８４－４８８６
古川橋小学校放課後児童クラブ	御堂町１８－９	０６－６９００－３１１６
沖小学校放課後児童クラブ	沖町２８－１	０７２－８８２－６７２０
上野口小学校放課後児童クラブ	上野口町３１－１	０７２－８８５－８８４４
速見小学校放課後児童クラブ	速見町４－１	０６－６９０９－０１３０
五月田小学校放課後児童クラブ	北島町２７－１	０７２－８８１－９２２１
東小学校放課後児童クラブ	岸和田３丁目４２－１	０７２－８８４－０１１７
門真みらい小学校放課後児童クラブ	浜町２２－４１	０６－６９０４－３５５６
水桜学園放課後児童クラブ	脇田町４－１	０７２－８８３－６０４７

